

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第五十八号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（平成五年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十三条第三項第五号イ、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十五号八及び第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イ」に改める。

第二条第一項中「第六十三条第三項第五号イ、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十五号八又は第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」に改める。

第八条中「第三十一条の二第二項第十五号八及び第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八及び第六十二条の三第四項第十四号八」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「第31条の2第2項第15号八及び第62条の3第4項第15号八」を「第31条の2第2項第14号八及び第62条の3第4項第14号八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。